

国立大学法人東京農工大学職員苦情相談規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (苦情相談委員会) 第5条 相談委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1) 理事 (総務・財務担当) (2)～(4) (略) 2～6 (略)</p>	<p>本則 (苦情相談委員会) 第5条 相談委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1) 理事 (経営・企画担当) (2)～(4) (略) 2～6 (略)</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。